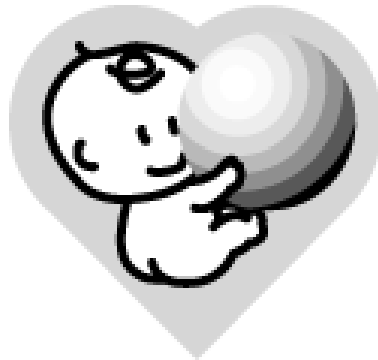


JUKI

JUKIグループ
環境保全ガイドライン

<第5版>

ECO MIND



制定：2003年09月01日
改訂：2010年04月01日

JUKI株式会社

経営企画部

はじめに

JUKI（株）は 2003 年 9 月に JUKI グループ環境保全ガイドラインを制定し、7 年近くが経過致しました。

その間、地球環境に対する人々の関心・取組みは、当時よりはるかに増大し、私たちの生活のなかで切り離せない問題となってきました。CO₂の削減がしきりに叫ばれるようになってきた近年、世界では海面の上昇、巨大ハリケーンの異常発生、気温や水温の上昇など、地球温暖化を身近に感じるようになってきました。

またここ数年、企業を取り巻く環境法規制も大きく変化してきております。国内では温対法・省エネ法や化審法が改正され、海外では電子・電気機器における特定有害物質の使用制限（RoHS）が 06 年 7 月に施行され、また新化学物質規制（REACH）が 07 年 6 月から施行されるなど、環境法規の世界的な取組みが急速に広がってきております。

前述の背景に加え、JUKI として本社移転による環境の変化も踏まえ、従来の ECO MIND 宣言・環境行動指針に時代を反映したキーワードを加え、見直しを行いました。

これらの趣旨をご理解の上、以下ガイドラインに従い、環境保全の取組みを推進していただきたくお願い申し上げます。

2010年4月1日
JUKI 株式会社 専務取締役
環境管理責任者

清原 晃

■改訂履歴

版	改定日	主な内容
初版	2003.09.01	・新規作成
第 2 版	2003.10.01	・法律関係の記載の充実
第 3 版	2004.04.21	・適用範囲に海外製造グループ会社を追加 ・グリーン調達の実施の項を追加
第 4 版	2006.03.24	・JUKI グループ全体の目標設定に合わせ、記述を変更 ・「5.活動結果の報告」を追加、本社への報告内容と頻度を明記 ・「JUKI グループ環境データ報告書」（書式 3）の改訂
第 5 版	2010.04.01	・「ECO MIND 宣言」の改定（環境行動指針見直し）
		・本文中の部門名を、機能表記（○○部門）に変更
		・「5.活動結果の報告」書式名、提出頻度（3ヶ月ごと→月1回）の変更
		・裏表紙：本社所在地、部門名などの変更

目 次

1. 適用範囲	1
2. ガイドラインの構成	1
3. 「ECO MIND 宣言」	2
4. ガイドライン	
4. 1 方針の展開	3
4. 2 法規制等の順守	4
4. 3 グリーン調達の実施	7
4. 4 運用管理	7
4. 5 環境汚染リスク対応	8
4. 6 活動の評価	9
5. 活動結果の報告	9
資料1：環境と企業活動	10

添付書式

書式1：環境管理責任者等設置・変更連絡書

書式2：法律等要求事項一覧表

書式3：JUKIグループ環境データ報告書

関連資料

書式：環境活動取組み計画・報告書（グループ経営会議報告用書式）

1. 適用範囲

国内及び海外製造関連のJUKIグループ会社に適用する。

2. ガイドラインの構成

分類	項目	概要
1. 方針の展開	環境方針の策定	※ 環境方針を定める。又は、既存の経営方針等の中で、環境の位置付けを明確にする。
	環境管理責任者の設置	※ 環境保全に関する責任者の設置
	環境側面の抽出	環境側面の洗い出し
	環境目標の設定と展開	* 方針を受けた、環境目標設定・展開
2. 法規制等の 順守	該当法規制内容の把握	※ 自社に該当する法律等の一覧表の作成
	管理体制の整備	担当者の明確化、有資格者の確保
3. グリーン調達 の実施	規制内容に基づく実施	規制値の順守、届出の実施
	—	「JUKIグループ グリーン調達ガイドライン」の順守
4. 運用管理	管理対象の手順化	環境目標に関するもの、エネルギー管理、廃棄物管理、化学物質管理、購買管理、など
	教育・訓練の実施	設備等の取扱いの教育・訓練
	環境データの把握	* エネルギー（電気、燃料油、ガス）、水使用量、廃棄物量、化学物質使用量、…
5. 環境汚染 リスク対応	汚染リスクの想定と対応	産業廃棄物の不法投棄、貯油タンク・廃液タンク等からの漏洩、土壌汚染の発覚、PCB部品の紛失、…
	情報公開レベルの検討	問題が起きた場合の情報公開先
6. 活動の評価	C A	— 環境管理責任者及び社長による評価

※：設定時、又は変更時にJUKI本社（環境部門）へ報告する項目

*：年度、又は決められた頻度ごとに、内容、数値等をJUKI本社（環境部門）へ報告する項目
（詳細は、「5. 活動結果の報告」を参照）

3. 「ECO MIND宣言」

「ECO MIND宣言」

制定:1998.10.01

改定:2010.04.01

環境理念

JUKIグループは、企業活動が広く地球環境と密接に関わっていることを認識し、

1. 環境に配慮した企業活動により、地域と社会に貢献する。
2. 環境にやさしい製品を世界の人々に提供する。
3. 持続的な活動を通じて、よりよい地球環境を次世代にひきつぐ役割を果たす。

環境行動指針

1. 事業活動全般にわたって省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に努める。
また3R(リデュース・リユース・リサイクル)の実践により資源の有効利用を図る。
2. 環境への影響に配慮した企画、研究、開発、調達、生産を行い、より環境負荷の少ない製品を提供する。
3. グローバル企業として、事業展開する全ての国や地域の特性に応じた環境保全活動を通して、その国や地域に貢献する。
4. 環境関連法規制及び同意するその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染を予防する。
5. 環境情報の公開を積極的に行う。
6. 教育・啓発活動を通じ、社員一人ひとり「環境意識」の向上を図り、環境保全活動を実践する。

4. ガイドライン

4.1 方針の展開

4.1.1 環境方針の策定

- (1) JUKIグループの「ECO MIND宣言」(p.2)を受けて、環境経営に関する方針(環境方針)を文書で定めて下さい。「環境方針」として独立した形でなくても、既存の経営方針等の中で「環境」への考え方を明確にされても構いません。形式は自由としますが、社長は、環境問題の重要性を十分に認識した上で、トップダウンで社員へ展開することが必要です。
- (2) 会社の業務内容、規模等により、環境への影響は異なります。環境方針は一般論ではなく、会社の特色が分かる形にして下さい。
また、可能な場合、以下の内容を盛りこみ、方針に記載して下さい。
 - ①継続的改善
 - ②汚染の予防
 - ③環境関連の法規制等の順守
- (3) 出来るだけ具体的な取組み項目を明示して下さい。
△:「環境にやさしい企業を目指します」
○:「省エネを推進します」「廃棄物の削減に取り組みます」

4.1.2 環境管理責任者の設置

- (1) 社長は、環境管理責任者を任命し、環境管理責任者の責任・権限の下で、このガイドラインに則った環境保全活動を実行して下さい。
- (2) 環境管理責任者は、JUKI本社にて一覧に登録します。登録内容に変更がある場合(環境管理責任者の新任及び変更、連絡先の変更等)には、「環境管理責任者等設置・変更連絡書」<書式1>を発行し、JUKI本社(環境部門)へ連絡して下さい。
- (3) JUKI及びグループ会社間の連絡窓口として、環境管理責任者の下に事務局を設置して下さい。事務局の情報に変更等がある場合は、(2)と同様の書式にてJUKI本社(環境部門)へ連絡して下さい。

4.1.3 環境側面の抽出

- (1) 社内で環境に影響を与えている情報・社外でも影響を及ぼすことができる情報(環境側面^{*1})について、以下の【環境側面の例】や<資料1>「環境と企業活動」(p.10)を参考に、洗い出して下さい。自社の環境側面が、環境目標を設定し、展開する上での参考データの1つになります。

*1 環境側面:「環境と相互に作用する可能性のある、組織の活動又は製品又はサービスの要素。(JIS Q 14001:2004)」環境に影響を与える原因となるものをいう。

【環境側面の例】

- ・エネルギーの使用:電力、重油、軽油、その他燃料油、都市ガス、…(量)
- ・水の使用(量)
- ・廃棄物の排出(量)、リサイクル(量)
- ・コピー用紙等、紙類の使用(量)
- ・工場設備・施設:熱処理・表面処理、洗浄、めっき、塗装、…(「4.2.1 該当法規制内容の把握」参照)で使用する化学物質(種類、量)

- ・原材料・副資材の購入：素材、包装材、潤滑油、・・・（量）
- ・業務における意思決定：製品の企画、設備導入、システム導入、購入先・購入品の決定、教育、・・・

4.1.4 環境目標の設定と展開

(1) 以下の考え方を参考に、会社の環境目標を設定して下さい。

- ①環境方針の具体的取組みを達成するもの
- ②4.1.3 (1)で把握した環境側面を改善するもの
- ③自社に該当する法律に関連するもの（該当法律の把握は、「4.2 法規制等の順守」を参照）
- ④JUKIグループの環境目標に設定されているもの

(2) 目標値を決めて下さい。「何を」「いつまで」「どのくらい」を明確にし、可能な限り数値化して下さい。エネルギー使用や廃棄物の削減を目標に掲げる場合、生産量や業務量の変動により総量のみで判断できないことがあります。その場合、使用量や排出量で管理すると年度間の比較、評価が正しく行われなくなりますので、原単位*2での目標値を設定して下さい。

*2 原単位：エネルギー使用量、水使用量等の消費量を、従業員当たりや売上げ当たりなどの、ある単位を基準とした値に換算した値。

(3) 会社の目標を、各部門へ展開して下さい（トップダウン）。すでの方針管理等のしくみがある場合は、それを利用して下さい。また、業務に関わる部門方策の中で、環境に関連するものを明確にし、それを「環境目標」として管理して下さい。

【環境目標の例】

- ・使用電力量を、2000年度比の10%削減する。（対売上比）
- ・廃棄物量を、前年度比の30%削減する。
- ・洗浄施設で使用するトリクロロエチレンの全廃・代替検討（業務に関わる部門方策から環境目標に選定した例）

(4) 環境目標達成のため、具体的な方策への落とし込みと、方策・目標達成に対する定期的な進捗確認を行って下さい。

(5) 環境目標は、年度末に達成状況をまとめて下さい。その結果を元に、環境方針と照らし合わせ、目標項目、目標値を毎年見直して下さい（継続的改善を図る）。

4.2 法規制等の順守

‘法規制’とは国の法律であり、大枠を決めている‘法’、その下に、細部を定めている‘施行令’や‘施行規則’が体系づけられています。さらにその下に‘条例’があり、都道府県や市町村等の地方自治体が、法律に基づいて、又は地域の特性を考慮してさらに厳しい基準等で規制している場合があります。自社に該当する法律、条例が何かを正しく把握し、それを順守することが、事業運営上の大前提です。

なお、4.2.1 項は、日本の国内法に基づく手順及び書式になっています。海外については、これに準じた運用をして下さい。

4.2.1 該当法規制内容の把握

(1) 「表1 設備等と主な関連法の対応例」(p.6)を参考にし、自社で使用している環境関連施設・設備（焼却施設、脱水施設、洗浄施設、乾燥施設、ボイラー、・・・）、使用薬品、排出物等を洗い出して下さい。

- (2) (1)の結果を元に、「**法律等要求事項一覧表**」<書式2>の「該当判断項目」に関連する、自社の設備、薬品、廃棄物等を、「自社の適用対象」欄に記載して下さい。法律に該当するか非該当かを判断するには、「該当判断項目」欄に記載されている内容に対応する、自社の実績（設備の規模・能力、使用している薬品の種類・量、廃棄物の種類・量、…）の把握が必要になります。
- (3) (2)で把握した自社の適用対象と「該当判断項目」の内容を照合し、該当しているかどうかの判断結果を「該当（○）・非該当（×）」欄に記入して下さい。
- (4) 該当する法律が特定されたら、具体的な対応内容（自社に適用される事項、規制基準値、資格者の有無、届出の要否、…）を調査し、「**法律等要求事項一覧表**」<書式2>の「要求事項」欄に整理して下さい。
- ※具体的な対応内容の調査は、総務省ホームページ等で法律を参照下さい。
- 法令データ提供システム：<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
- ※一部の法律について、独立行政法人 中小企業基盤整備機構では、分かりやすいパンフレットを発行しており、内容をホームページでも参照できます。
- 各種資料：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/data/index.html>
- (5) 自社の適用対象に関連する、都道府県や地方自治体の条例がないか調査し（市役所等に相談されてもよい）、関連する条例についても、同一覧表に追加して下さい。
- (6) 法規制等の制定、改廃状況にも対応できるように、情報の入手経路、担当者等を決めて下さい。
- (7) 新規に設備を導入する場合、その設備に係る法律がないか、業者に確認して下さい。法律があった場合は「**法律等要求事項一覧表**」<書式2>に追加し、規制内容等を調査して下さい。
- ※法律・条例等の要求事項をすでに整理されているものがあれば、「**法律等要求事項一覧表**」<書式2>以外の書式でも結構です。

4.2.2 管理体制の整備

- (1) 規制値に対する測定・記録、危険有害物の保管管理等の担当組織（担当者）を明確にして下さい。
- (2) 法規制等で必要となる資格者、管理者等を確保して下さい。
- （例：公害防止管理者、危険物保安監督者、…）
- (3) 法律、条例等で要求されている事故時（貯油タンク、ボイラー等）に対応する処置方法、社内及び社外（警察、消防、保健所等）への指示・報告ルートを明確にして下さい。なお、事故発生時には、JUKI本社（総務部門）へも必ず連絡して下さい。

4.2.3 規制内容に基づく実施

- (1) 法規制等で要求されている規制内容を順守して下さい。また、順守している証拠となる監視・測定結果は記録として残して下さい（記録の保管期限が法律等で決められている場合もあります）。

(2) 異常値が発生した場合は、ただちに応急処置を行って下さい。

(3) 法規制等を受ける関連施設等の届出を行って下さい。

表1 設備等と主な関連法の対応例

活動内容の環境負荷の例	設備・施設等	関連法の例
①物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴う煤煙等の排出 ②物の破碎・選別その他の機械的な処理に伴う粉じんの排出 ③物の製造、加工、洗浄に伴う悪臭の放出やオゾン層破壊物質の放出	①②：ボイラー、加熱炉、焼却炉、乾燥設備、溶解炉、濃縮や蒸留施設、破碎機、研磨機、切断機、ディーゼル・ガス・ガソリン機関など ③：製造施設、加工施設、洗浄施設など	・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法
①工場や事業場から公共水域への排水 ②工場や事業場から下水道への排水	洗浄施設、ろ過施設、分離施設、集塵施設、水洗施設、縮合反応施設、蒸留施設、し尿処理施設、厨房施設、下水道終末処理施設、廃棄物処理施設、貯油設備など	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・浄化槽法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
大気や水質に係わる活動、農薬散布などによる物質（有害物質）の地下浸透	ハロゲン系有機溶剤使用洗浄施設、重金属処理施設、園芸施設など	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・土壤汚染対策法
工場および事業場での事業活動に伴う騒音や振動の発生	圧延機械、機械プレス、液圧プレス、せん断機、ワイヤーフォーミング、ブラスト、圧縮機、成形機、ドラムバーガーなど	・騒音規制法 ・振動規制法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
事業活動に伴って生じる廃棄物の排出や廃棄物の再利用や資源としてのリサイクル	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、金属くず、ガラスくず、ゴムくず、PCBなど	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・循環型社会形成推進基本法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
事業活動に伴って消費される電力、石油、石炭など	石油製品、石炭、都市ガス、電力など	・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・消防法（危険物関連） ・高圧ガス保安法
事業活動に伴って利用や消費される水、原材料など	水、紙、木材、金属材料、部品、化学物質など（燃料として消費されるものを除く） 井戸	・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法） ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・毒物及び劇物取締法 ・工業用水法

注意) 上表の「関連法の例」は、法律が全て記載されているわけではありません。詳細は、「[法律等要求事項一覧表](#)」<書式2>で確認して下さい。

4.3 グリーン調達の実施

グリーン調達とは、JUKIの製品に使用する部品、部材等について、従来の品質・コスト・納期といった条件だけでなく、有害化学物質の使用禁止や、お取引先の環境保全活動の取り組み状況をJUKIの基準に基づいて評価し調達することをいいます。

環境に配慮した製品をお客様に提供するために、別に定める「JUKIグループ グリーン調達ガイドライン」に基づき、グリーン調達を実施して下さい。

4.4 運用管理

4.4.1 管理対象の手順化

- (1) 環境目標として決めたことを実施するための手順を作成し、手順どおりに実施して下さい。
- (2) 自社に該当する法規制等を順守するための手順を作成し、手順どおりに実施して下さい。
- (3) 「JUKIグループ グリーン調達ガイドライン」に基づいた活動を実施するための手順を作成し、手順どおりに実施して下さい。
- (4) 緊急事態（「4.5.1 汚染リスクの想定と対応」参照）に対応するための手順を作成し、手順どおりに実施して下さい。
- (5) (1)～(4)で決めた手順は、問題発生時及び年に1回の見直しを行い、実態に合った形で必要に応じて改訂して下さい。

表2 管理対象の観点と手順を作成する項目例

管理対象の観点	手順を作成する項目例
エネルギー管理	・設備導入基準、選定の手順
廃棄物管理	・廃棄物を含む、排出物の量把握及び削減の手順 ・廃棄物の運搬・処分業者の選定、委託手順 ・マニフェスト（産業廃棄物管理票）の管理手順 ・職場で排出される廃棄物等の分別基準及びその手順
化学物質管理	・〇〇処理液の管理手順、作業手順 ・危険物の保管方法（場所）、量管理の手順
購買管理	・（製品関連）調達先の評価及び手順 ・（事務用品等）再生品利用の推進、発注基準及び手順
その他	・PCB部品の保管、漏洩確認手順 ・重油タンクの漏洩確認手順 ・××設備の事故時の対応手順

4.4.2 教育・訓練の実施

- (1) 全社員を対象に、環境への取り組みに対する社長の意思を明確に伝え、トップダウンで活動が出来るよう、自社の環境方針を周知徹底して下さい。
- (2) 緊急事態（「5.1 汚染リスクの想定と対応」参照）又は通常の業務内で環境に大きな影響を与える作業（施設での化学薬品の取扱い、排水処理、…）を行う担当者に、各自の作業が環境にどのような影響を与える（可能性がある）か、説明して下さい。また、作業上のミスを含めた事故等の未然

防止及び、実際に事故等が発生した際に対応がとれるよう適切な教育・訓練を実施し、力量を確認してから業務に当たらせて下さい。

4.4.3 環境データの把握

- (1) 環境目標に取上げた内容について、対策がとれるような実績値を把握して下さい。
- (2) 環境目標に取上げていない場合も以下の実績値を年度で把握し、「[JUKIグループ環境データ報告書](#)」<書式3>を作成して下さい。
 - ①エネルギー使用量（電力、重油、軽油、その他燃料油、都市ガス、…）
 - ②温室効果ガス排出量（二酸化炭素）
 - ③物質投入量（＝購入量）
 - ④用紙購入量（事務用のOA用紙）
 - ⑤水資源投入量／排水量
 - ⑥廃棄物等排出量（リサイクル量、最終処分量等）
 - ⑦化学物質（薬品）使用量（移動量、排出量等）

4.5 環境汚染リスク対応

4.5.1 汚染リスクの想定と対応

- (1) 天災、機械の故障、人的操作ミス等による緊急事態に対し、どのようなケースが起こり得るか、具体的に特定して下さい。また、それぞれのケースに対応する処置方法、社外（警察、消防、保健所等）を含む指示・報告ルートを明確にして下さい。

【緊急事態及び汚染リスクの例】

- ・ 排水施設の Ph 計の故障 → 有害物質の河川への流出
- ・ 貯油タンク・廃液タンク等からの油、廃液等の漏洩 → 河川への流出、土壌への浸透
- ・ 産業廃棄物の処理委託業者による不法投棄 → 有害物質の発生、地下水・土壌への浸透
- ・ PCB 部品の紛失・流出 → PCB（ダイオキシン）の地下水・土壌への浸透

- (2) 特定した緊急事態のケースごとに、対応に必要な備品等の準備をして下さい。
（例：ゴム手袋、油の吸着マット、ウエス、中和剤、…）

- (3) 実際に事故等が発生した際に(2)で用意した備品等を使用できるよう、関係者へ周知して下さい。

4.5.2 情報公開レベルの検討

- (1) 「4.5.1 汚染リスクの想定と対応」によって特定したケースごとに、事故等の内容、問題の大きさ、影響を与える規模等により、情報の公開先及び、公開レベルを判断する人（環境管理責任者、総務部長、社長等）を事前に決めて下さい。問題が起きた後に検討しては間に合わず、企業として致命傷になる可能性があります。

【情報公開先の例】

- ・ 法律等で要求される通報・届出先（消防署、警察署、保健所、市役所、…）
- ・ JUKI 本社（総務部門）
- ・ マスコミ
- ・ 地域住民
- ・ 顧客
- ・ 取引先
- ・ 株主
- ・ ホームページ等での公開

(2) 実際に事故等が発生した場合、対応手順が定められているか、その手順に問題がないか等の見直しを行って下さい。

4.6 活動の評価

環境管理責任者は、年度末に必要な情報を収集し、社長へ報告し、全体的な見直しを実施して下さい。

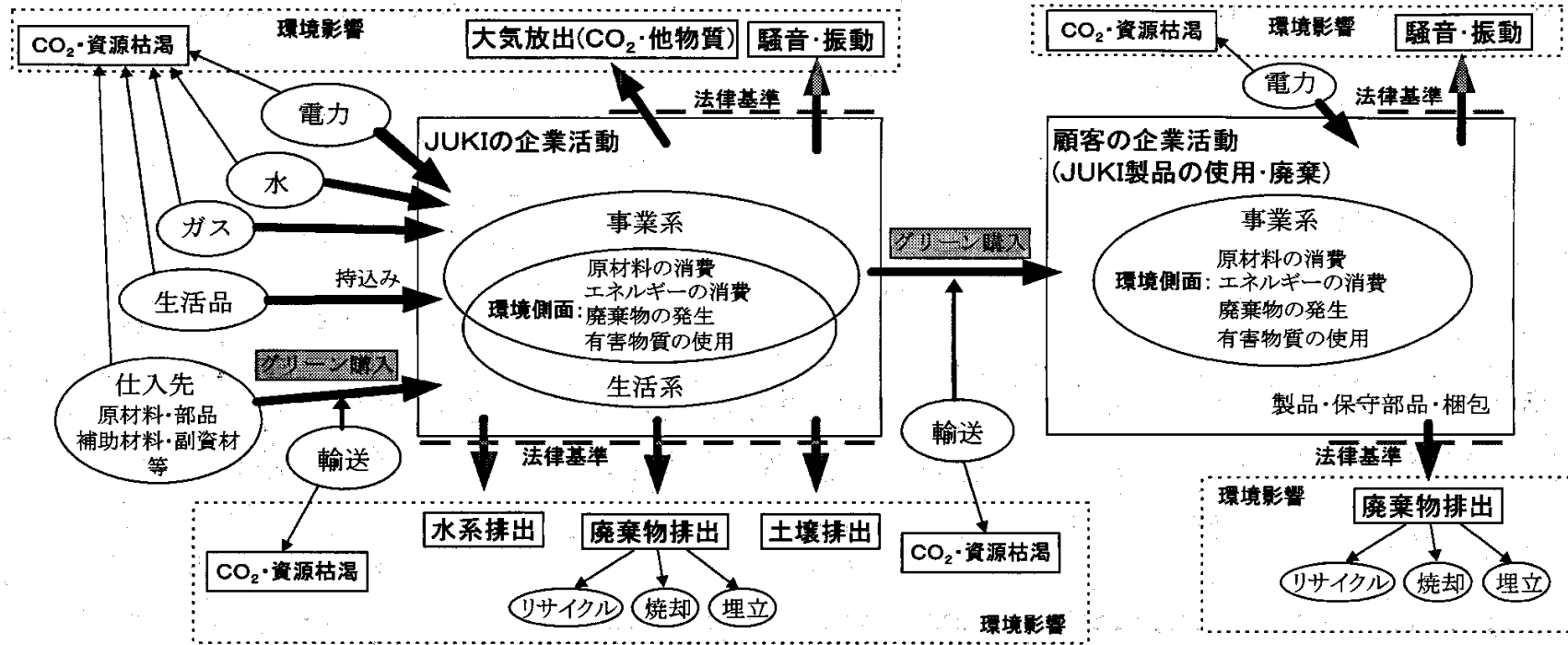
5. 活動結果の報告

当ガイドラインに基づく以下の活動内容や結果について、JUKI本社（環境部門）へ報告して下さい。

表3 報告内容と頻度

提出内容	書式 備考	頻度		
		月 度 に 1 回	半 期 に 1 回	設 定 時 ・ 変 更 時
①環境方針	形式自由 (ただし社長のサインがあること)			○
②環境管理責任者及び事務局の新任、 変更の情報	「環境管理責任者等設置・変更連絡書」 <書式1>			○
③法律・条例等の要求事項が書かれた 一覧表	「法律等要求事項一覧表」<書式2> 又は会社独自書式でも可			○
④環境目標（計画／実績）	グループ経営会議報告用書式（「環境活 動取組み計画・報告書」）を使用し、以 下を含めて報告。 <input type="checkbox"/> 目標及び目標値 <input type="checkbox"/> 目標達成のための方策 <input type="checkbox"/> 目標の達成状況 <input type="checkbox"/> 反省と次期への課題		○	
⑤環境データ	「JUKIグループ環境データ報告書」 <書式3>	○		
⑥環境マネジメントマニュアル	ISO14001取得会社			○

●環境と企業活動



環境側面と環境影響

INPUT

環境側面	環境影響
1. 電力の使用	1. CO ₂ ・資源枯渇
2. 水の使用	2. CO ₂
3. 有害物質の使用	3. アメニティ
4. 紙・木材の使用	4. CO ₂ ・資源枯渇
5. 鉄鋼材の使用	5. CO ₂ ・資源枯渇
6. 非鉄金属の使用	6. CO ₂ ・資源枯渇
7. 非金属の使用	7. CO ₂ ・資源枯渇
8. 化石燃料の使用	8. CO ₂ ・資源枯渇
9. 機械・装置の使用等々	9. CO ₂ ・資源枯渇

OUTPUT

環境側面	環境影響
1. 排水	1. 水質汚濁
2. 有害物質の排出	2. 大気・水質・土壌汚染
3. 紙屑・木屑の発生	3. 廃棄物の排出
4. 鉄屑の発生	4. 廃棄物の排出
5. 非鉄屑の発生	5. 廃棄物の排出
6. 非金属屑の発生	6. 廃棄物の排出
7. 廃油の発生	7. 水質汚濁
8. 騒音・振動の発生	8. アメニティ
9. 排気ガスの発生等々	9. アメニティ・大気汚染

製品

環境側面	環境影響
(使用時)	(使用時)
1. 電力の使用	1. CO ₂ ・資源枯渇
2. 騒音・振動の発生	2. アメニティ
(廃棄時)	(廃棄時)
3. 廃棄物の発生等々	3. 廃棄物の排出

緊急時

環境側面	環境影響
1. 油タンクの破損	1. 水質汚濁・土壌汚染
2. 保管庫の火災 等々	2. 大気・水質・土壌汚染

JUKI株式会社

JUKIグループ 環境保全ガイドライン

お問合せ先：経営企画部 CSR環境グループ

〒206-8551 東京都多摩市鶴牧2-11-1

TEL. 042-357-2397 FAX. 042-357-2399